

令和6年度官公需確保対策地方推進協議会

# 島根県における 中小企業者のための 官公需確保対策

---

令和6年8月29日(木)



島根県

商工労働部商工政策課

# もくじ

---

## 1. 関係法令等における地方公共団体の取組

- (1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
- (2) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

## 2. 島根県における官公需対策

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知徹底
- (2) 中小企業者の官公需受注状況
- (3) 官公需における県内中小企業者への優先発注等の要請
- (4) 中小企業者への情報提供

# 1. 関係法令等における地方公共団体の取組

## (1) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (官公需法)

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## (2) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

国は、全ての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するものとする。

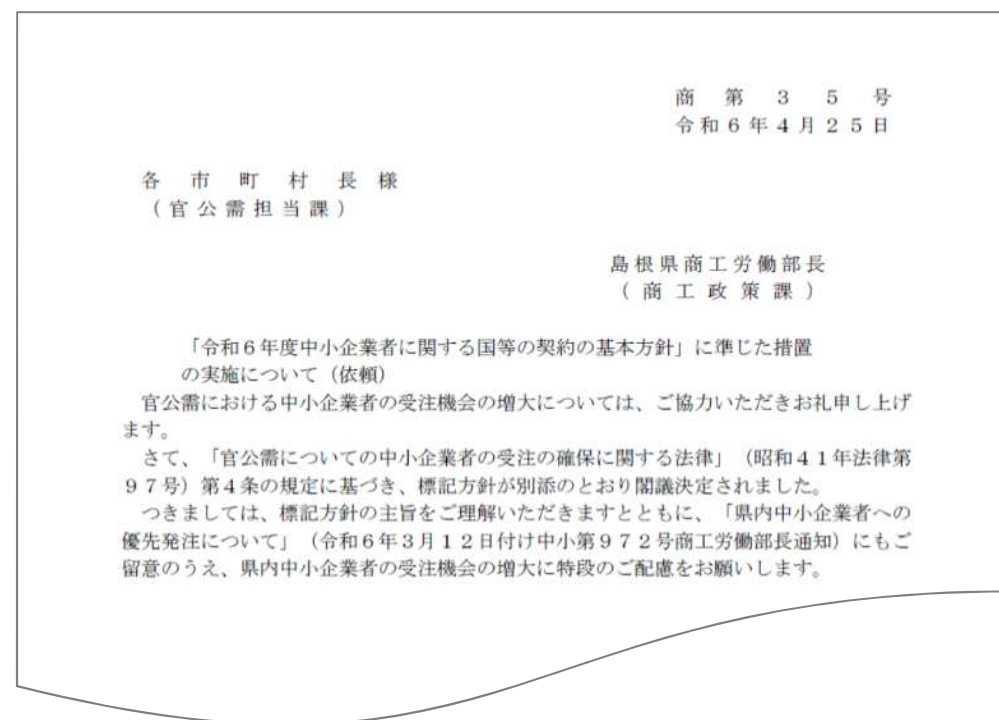
📖【参考】基本方針における新たに講ずる主な措置

- (1) 「物価高に負けない賃上げ」の実現に向け、官公需においても価格転嫁を進めること
- (2) 令和6年能登半島地震の被災地域の中小企業者等に対し、受注機会を増やせるよう配慮すること

## 2. 島根県における官公需対策

### (1) 「中小企業者に関する国等の契約の方針」の周知徹底

- 毎年度、方針が閣議決定されるのに伴い、市町村及び県関係機関に対してこの方針の趣旨に沿って中小企業者の受注機会の増大に配慮するよう依頼



▲ 令和6年4月25日付け商第35号「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について（依頼）

## 2. 島根県における官公需対策

### (2) 中小企業者の官公需受注状況

- 近年の **総実績額**（大企業含む）は **800億円** 前後で推移

表1－(1) 官公需契約総実績額の推移

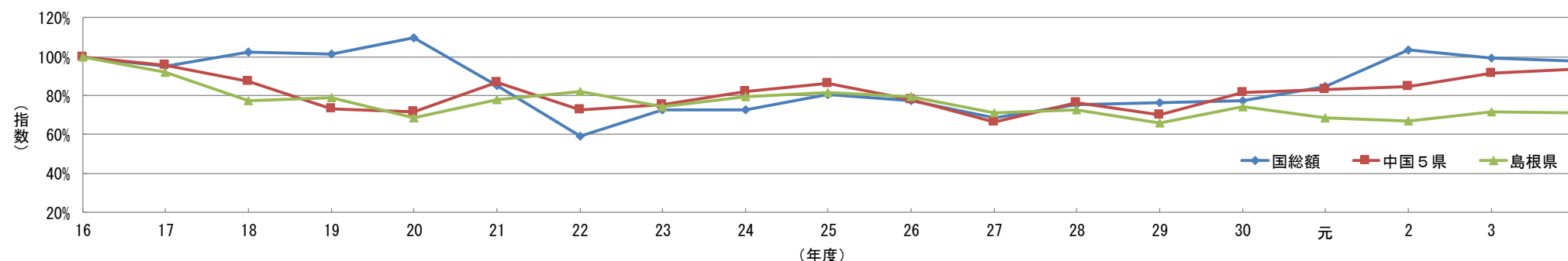
(単位: 百万円)

| 年度   | 16        | 17        | 18        | 19        | 20        | 21        | 22        | 23        | 24        | 25        | 26        | 27        | 28        | 29        | 30        | 元         | 2         | 3         | 4         | 5   |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 国総額  | 5,544,600 | 5,262,100 | 5,668,300 | 5,619,500 | 6,078,800 | 4,724,200 | 3,283,900 | 4,030,100 | 4,025,400 | 4,451,700 | 4,298,800 | 3,793,500 | 4,184,300 | 4,246,300 | 4,283,500 | 4,690,900 | 5,727,000 | 5,496,700 | 5,426,200 | 集計中 |
| 中国5県 | 566,960   | 542,897   | 495,546   | 414,891   | 404,953   | 490,422   | 411,025   | 425,843   | 464,405   | 488,281   | 442,971   | 377,247   | 433,312   | 396,581   | 461,968   | 469,767   | 481,500   | 517,700   | 530,400   | 集計中 |
| 島根県  | 117,049   | 107,873   | 90,477    | 92,605    | 80,000    | 91,443    | 96,162    | 86,749    | 93,122    | 95,225    | 92,819    | 83,549    | 84,921    | 77,493    | 86,747    | 80,279    | 78,661    | 84,095    | 83,333    | 集計中 |

表1－(2) 総実績額の推移(平成16年度を100とした場合の割合)

(平成16年度を100とした場合の%)

| 年度   | 16   | 17    | 18     | 19     | 20     | 21    | 22    | 23    | 24    | 25    | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 元     | 2      | 3     | 4     | 5   |
|------|------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-----|
| 国総額  | 100% | 94.9% | 102.2% | 101.4% | 109.6% | 85.2% | 59.2% | 72.7% | 72.6% | 80.3% | 77.5% | 68.4% | 75.5% | 76.6% | 77.3% | 84.6% | 103.3% | 99.1% | 97.9% | 集計中 |
| 中国5県 | 100% | 95.8% | 87.4%  | 73.2%  | 71.4%  | 86.5% | 72.5% | 75.1% | 81.9% | 86.1% | 78.1% | 66.5% | 76.4% | 69.9% | 81.5% | 82.9% | 84.9%  | 91.3% | 93.6% | 集計中 |
| 島根県  | 100% | 92.2% | 77.3%  | 79.1%  | 68.3%  | 78.1% | 82.2% | 74.1% | 79.6% | 81.4% | 79.3% | 71.4% | 72.6% | 66.2% | 74.1% | 68.6% | 67.2%  | 71.8% | 71.2% | 集計中 |



## 2. 島根県における官公需対策

### (2) 中小企業者の官公需受注状況

- ・ 中小企業・小規模事業者向け実績額 は、近年 **700億円** 前後で推移

表2－(1) 中小企業・小規模事業者向け官公需契約実績額の推移

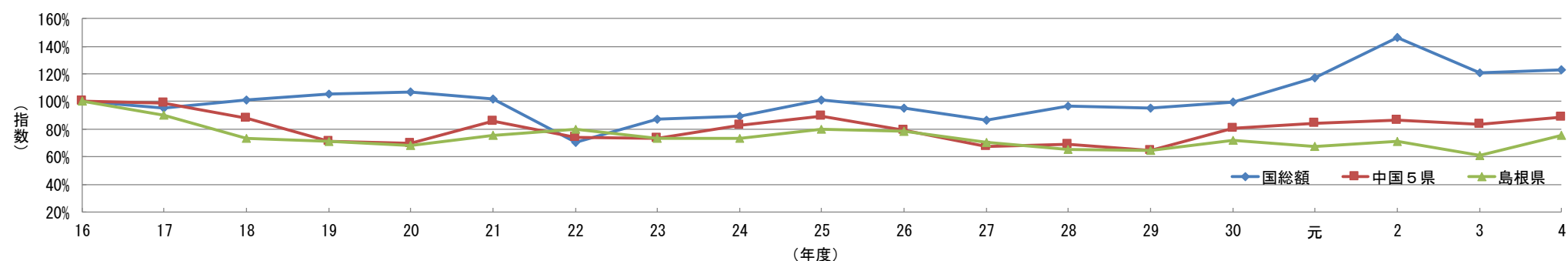
(単位: 百万円)

| 年度   | 16        | 17        | 18        | 19        | 20        | 21        | 22        | 23        | 24        | 25        | 26        | 27        | 28        | 29        | 30        | 元         | 2         | 3         | 4         | 5   |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 国総額  | 2,429,300 | 2,307,900 | 2,461,100 | 2,554,000 | 2,590,400 | 2,479,100 | 1,718,100 | 2,121,300 | 2,165,300 | 2,448,700 | 2,310,000 | 2,108,000 | 2,349,000 | 2,319,500 | 2,419,400 | 2,851,200 | 3,551,400 | 2,939,500 | 2,992,200 | 集計中 |
| 中国5県 | 461,464   | 455,617   | 406,864   | 328,117   | 322,240   | 396,932   | 340,673   | 339,839   | 383,439   | 412,816   | 364,427   | 310,331   | 318,401   | 297,656   | 371,950   | 388,201   | 399,900   | 386,600   | 408,800   | 集計中 |
| 島根県  | 105,997   | 95,552    | 77,882    | 75,615    | 72,458    | 80,317    | 84,414    | 77,868    | 77,529    | 84,447    | 83,471    | 74,585    | 69,187    | 68,231    | 75,903    | 71,529    | 75,479    | 64,301    | 79,928    | 集計中 |

表2－(2) 中小企業・小規模事業者向け官公需契約実績額の推移(平成16年度を100とした場合の割合)

(平成16年度を100とした場合の%)

| 年度   | 16   | 17    | 18     | 19     | 20     | 21     | 22    | 23    | 24    | 25     | 26    | 27    | 28    | 29    | 30    | 元      | 2      | 3      | 4      | 5   |
|------|------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 国総額  | 100% | 95.0% | 101.3% | 105.1% | 106.6% | 102.0% | 70.7% | 87.3% | 89.1% | 100.8% | 95.1% | 86.8% | 96.7% | 95.5% | 99.6% | 117.4% | 146.2% | 121.0% | 123.2% | 集計中 |
| 中国5県 | 100% | 98.7% | 88.2%  | 71.1%  | 69.8%  | 86.0%  | 73.8% | 73.6% | 83.1% | 89.5%  | 79.0% | 67.2% | 69.0% | 64.5% | 80.6% | 84.1%  | 86.7%  | 83.8%  | 88.6%  | 集計中 |
| 島根県  | 100% | 90.1% | 73.5%  | 71.3%  | 68.4%  | 75.8%  | 79.6% | 73.5% | 73.1% | 79.7%  | 78.7% | 70.4% | 65.3% | 64.4% | 71.6% | 67.5%  | 71.2%  | 60.7%  | 75.4%  | 集計中 |



## 2. 島根県における官公需対策

### (2) 中小企業者の官公需受注状況

- ・ 総額 に占める 中小企業者の割合 は、近年 90% 前後で推移

表3 官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約比率

(平成16年度を100とした場合の%)

| 年度   | 16   | 17   | 18   | 19   | 20   | 21   | 22   | 23   | 24   | 25   | 26   | 27   | 28   | 29   | 30   | 元    | 2    | 3    | 4    | 5   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 国総額  | 43.8 | 43.9 | 43.4 | 45.4 | 42.6 | 52.5 | 52.3 | 52.6 | 53.8 | 55.0 | 53.7 | 55.6 | 56.1 | 54.6 | 56.5 | 60.8 | 62.0 | 53.5 | 55.1 | 集計中 |
| 中国5県 | 81.4 | 83.9 | 82.1 | 79.1 | 79.6 | 80.9 | 82.9 | 79.8 | 82.6 | 84.5 | 82.3 | 82.3 | 73.5 | 75.1 | 80.5 | 82.6 | 83.1 | 74.7 | 77.1 | 集計中 |
| 島根県  | 90.6 | 88.6 | 86.1 | 81.7 | 90.6 | 87.8 | 87.8 | 89.8 | 83.3 | 88.7 | 89.9 | 89.3 | 81.5 | 88.0 | 87.5 | 89.1 | 96.0 | 76.5 | 95.9 | 集計中 |

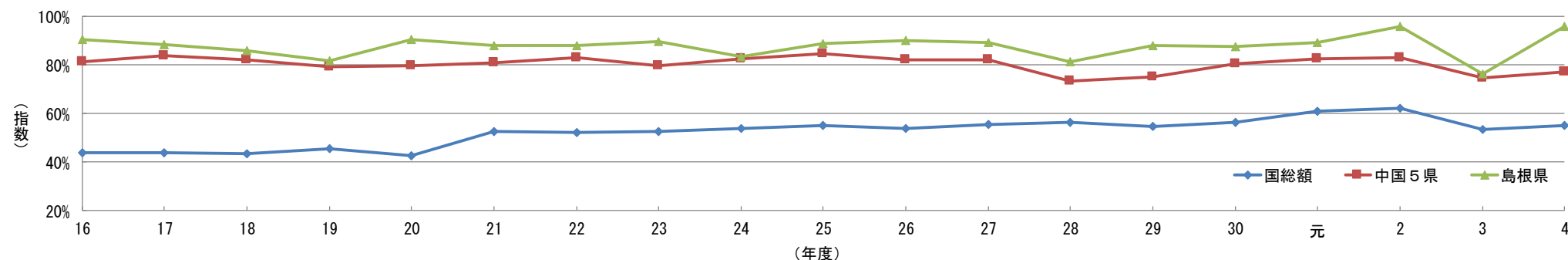


表4 官公需に占める新規中小企業者(設立10年未満)向け契約比率

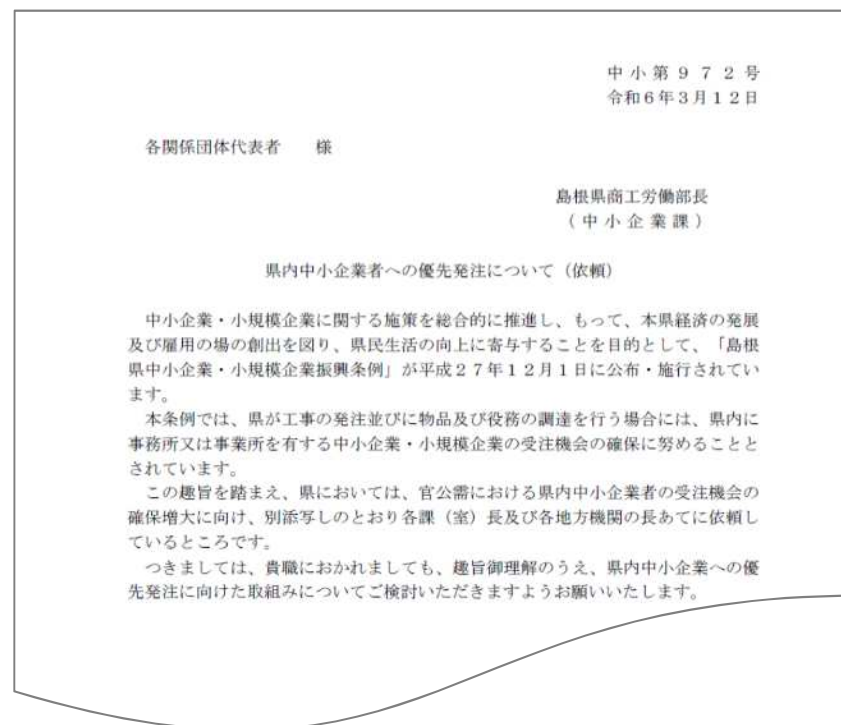
| 年度  | 28    | 29    | 30    | R元    | 2     | 3     | 4     | 5   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 島根県 | 0.30% | 0.15% | 0.08% | 0.17% | 0.18% | 0.08% | 0.12% | 集計中 |

## 2. 島根県における官公需対策

### (3) 官公需における県内中小企業者への優先発注等の要請

- 市町村、県の全ての機関及び県外郭団体に対して、官公需における県内中小企業者への優先発注を依頼
- 官公需適格組合についても、市町村及び県関係機関に対して制度の改正を周知し、制度への理解を依頼

📖 県内中小企業者への優先発注の依頼にあわせ、発注時期（早期の発注や発注の平準化）や方法（適正な納期の設定、適正な価格での発注）などの留意事項を通知（P 9 参照）



▲ 令和6年3月12日付け中小第972号「県内中小企業者への優先発注について（依頼）」

# (参考) 令和6年3月12日付け中小第972号 「県内中小企業者への優先発注について（依頼）」

## 【一部抜粋】

### 1. 県内中小企業者への優先発注

- (1) 官公需については、県内中小企業者に優先発注すること。
- (2) 物品及び一部の役務（庁舎の清掃業務、警備業務等）の発注にあたっては、「島根県物品又は役務の調達に係る一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱」（平成28年2月23日付け総務部長、商工労働部長、出納局長通知）の規定によること。
- (3) 再委託を認める場合は、仕様書等に次の内容を明記すること。  
「業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、再委託の相手方は県内に事業所を有する者とする。ただし、設備面等から適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。」
- (4) 総合評価方式による一般競争入札及び指名競争入札の実施にあたっては、県内に事業所を有することを評価項目に導入すること。
- (5) 官公需適格組合の受注の機会の増大に努めること。

### 2. 発注にあたっての留意事項

#### ＜発注時期・方法等＞

- (1) 県内中小企業者の受注機会の安定・確保を図るため、早期の発注や発注の平準化に努めること。
- (2) 発注に際して、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公平性等に反しない場合は、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めること。
- (3) 中小企業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮すること。

#### ＜適正な積算と納入条件等＞

- (4) 物品等の納入場所、納入方法、納入回数等の納入条件等について、明確なものとするよう努めること。
- (5) 発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めること。また、当該財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めること。
- (6) 予定価格の設定に際しては、適正な価格での発注に努めること。

#### ＜その他＞

- (7) 印刷物の発注にあたっては、別添「印刷物の発注に係る留意事項」によること。
- (8) 企画提案競技（コンペ）の実施に際しては、別添「企画提案競技（コンペ）実施に係る留意事項」によること。

### 3. 県が交付する補助事業について

補助事業者に対し、補助事業の実施に際して県内中小企業者へ発注するよう働きかけること。（補助金交付要綱等に「補助事業者は県内中小企業者に発注するよう努める」旨の規定を設ける等）

# (参考) 令和6年3月12日付け中小第972号 「県内中小企業者への優先発注について（依頼）」

## 印刷物の発注に係る留意事項

1. 印刷物の発注に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約においては、原則として、「県内に本店を有する者」を要件とすること。
2. 仕様書等に、次の内容を明記すること。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、(イ)の再委託の相手方について、設備等の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。

(ア) 受注者自らが業務を行う場合は、県内に生産設備を保有する者であること。

(イ) 再委託をする場合は、再委託の相手方は、県内に事業所を有し、かつ生産設備を保有する者であること。

(2) 別紙1「印刷物発注に係る報告書」を落札者決定から2週間以内に提出すること。
3. 企画提案競技（コンペ）の実施に際して、印刷物等の再委託に出す場合は、県内中小企業者への発注を要請すること。ただし、設備の機能や納期への対応等の理由により適切な者が県内にいない場合はこの限りではない。
4. 印刷物については、イラスト・デザイン・レイアウトなど著作権に関わる人が多いと見込まれるため、次の点に留意し、その財産的価値に配慮すること。
  - (1) 著作権の一律の権利譲渡や二次利用が、調達目的の達成のために本当に必要なのかを十分に検討すること。
  - (2) 必要と判断した場合には、著作物の譲渡範囲及び利用範囲（目的、期間）が明記された仕様書により見積を依頼すること。
  - (3) 契約書等は著作権の財産的価値に十分に配慮した内容とすること。例えば、一律に「著作権を無償で譲渡・利用する」旨の記載をしないこと。  
※納品物の電子データ（所有権）についても、著作権と同様に、その財産的価値に配慮すること。
5. 印刷物における「生産設備」について  
○以下、入札参加資格者名簿で確認ができます。
  - ・「県内DTP設備」「印刷設備（カラー）」「印刷設備（モノクロ）」「印刷設備（ブリントオンデマンド）」「製本設備」欄
  - ・工場所在地は「県内工場」欄

## ▲ 印刷物の発注に係る留意事項

## 企画提案競技（コンペ）実施に係る留意事項

1. 企画提案競技（以下「コンペ」という。）の定義  
企画力、独創力等が求められる事業であって価格競争になじまない場合に、事業の企画案を競わせること
2. 説明会の開催  
コンペを実施する者は、参加指名事業者に対して説明会を開催し、次に掲げる事項を明らかにする
  - (1) 事業の目的、概要
  - (2) 知的財産権の取り扱い
  - (3) 事業予算、コンペ参加料の額
  - (4) 審査方法、評価ポイント
3. コンペの対象事業  
コンペの対象事業としては概ね次の事業が考えられる
  - (1) イベントの実施
  - (2) 印刷物、看板類、ビデオの制作
  - (3) テレビ・ラジオのスポット、番組の制作
4. コンペ参加料
  - (1) 参加した事業者のうち、企画案が採用されなかった者に対し、コンペ参加料を支払う
  - (2) コンペ参加料の算定に当たっては、企画案作成作業の特異性、困難性に十分配慮する
5. 企画案の作成日数  
企画案の作成日数については、適正な期間を確保する
6. 結果の公表  
採用する企画案を決定次第、速やかにその旨を参加事業者に通知する
7. コンペで提案された企画案の知的財産権  
提案された企画案の知的財産権は当該企画提案者に属する
8. コンペで提案された企画案の取扱い  
提案された企画案は、結果公表後速やかに当該企画提案者に返却する

## ▲ 企画提案競技（コンペ）実施に係る留意事項

## 2. 島根県における官公需対策

### (4) 中小企業者への情報提供

- ① 入札情報のホームページによる公開、入札参加資格申請書のインターネット配布

[http://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/](http://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)



▲ 島根県ホームページ「入札情報」



## 2. 島根県における官公需対策

### (4) 中小企業者への情報提供

- ② 島根県中小企業団体中央会が実施する情報提供事業に対して補助
- 中央会が実施する官公需の発注・落札情報等の情報収集及び中小企業者への情報提供を行う事業に対して補助金を交付（中小企業連携組織対策事業費補助金）
  - 中央会は行政関係機関あてに発注計画を調査し、結果を中央会HPに掲載

<http://www.crosstalk.or.jp/kankoju/kankoju06.html>

